

自然災害におけるボランティア支援に関する
協定書

2021年2月24日

(甲) 滋賀観光バス株式会社

(乙) ライオンズクラブ国際協会335-C地区

自然災害に於けるボランティア支援に関する協定書

(目的)

第一条 滋賀観光バス株式会社（以下甲と称する）とライオンズクラブ国際協会 335-C地区（以下乙と称する）は自然災害が発生した災害被災地（以下被災地という）に於いて参加ボランティアの支援活動が迅速かつ効果的に行われるように、甲と乙との間に必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第二条

- 1、乙は災害時に於いて、次条に掲げる支援を必要としている時は、甲に対し協力を要請するものとし、甲は可能な限り要請に応ずるように連絡、調整を行うものとする。
- 2、前項の規定による要請は文章により行うものとする。但し、文章で要請するいとまがない時には、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文章を提出するものとする。

(支援の内容)

第三条 本協定により乙が甲に対して協力を要請する内容は、次の通りとする。

被災地内外に於ける支援ボランティアの移動に掛かる輸送手段

(貸切バス車両) の手配と提供

(支援の実施)

第四条 甲は乙から前条により支援の協力要請を受けた時は、可能な範囲内に於い

て支援を実施するものとする。

(支援の表示)

第五条 乙は第二条に掲げる支援を受けて事業及び活動を行うに当っては当該事

業及び活動等に付き、甲の支援によるものであるとの表示処置を講じるも

のとする。

(経費の負担)

第六条 第三条に規定する支援の実施に要した費用は当然支援を実施した乙が負

担するものとする。

(災害の補償)

第七条 この協定に基づき実施した支援活動に伴って乙の会員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任に於いて補償する。

(情報の交換)

第八条 甲並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第九条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する担当者を定め、毎年7月末日迄に取り交わすものとする。

(有効期間)

第十条 この協定は協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前迄に甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示が無い場合はこの協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)



第十一条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、
甲と乙が協議の上此れを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書二通作成し、甲乙両者署名押印の上
各一通を保有する。

2021年 2月24日

(甲)

滋賀県甲賀市甲南町寺庄395番地の2
滋賀観光バス株式会社
代表取締役 田畑太郎



(乙)

ライオンズクラブ国際協会
331-C地区
カーター 松岡 薫

